

第7期

焼津市・藤枝市・島田市・川根本町 3市1町市民後見人養成講座 事前説明会

参加費
無料

近年、成年後見制度の需要がますます高まっているなかで、同じ住民の立場で寄り添い、きめ細かい支援を行うことができる“市民後見人”が、新たな福祉の担い手として活動することが期待されています。

焼津市・藤枝市・島田市・川根本町では、住民が後見人に必要な知識や姿勢を学ぶ場として、市民後見人養成講座を実施するにあたり下記のとおり事前説明会を開催します。

「成年後見制度」とは、認知症・知的障害・精神障害等により判断することが苦手な人が安心して自分らしく生活していくために、その人の権利や財産を法律的に支援する制度です。

日時・会場

①令和5年5月20日(土)10:00~

→ 焼津市総合福祉会館 3階大会議室(焼津市大覚寺三丁目2-2)

②令和5年5月25日(木)10:00~

→ 島田市社会福祉協議会 3階多目的室(島田市大津通2-1)

※講座受講を申し込むためには、事前説明会の参加が必須です。

受講希望の方は2回のうちいずれか一方に必ずご参加ください。

対象

島田市、焼津市、藤枝市、川根本町の住民(おおむね30~70歳)
市民後見人の活動に関心があり、養成講座を受講する意思のある人

内容

市民後見人の概要、役割、登録までの流れ

養成講座の概要、受講要件、注意事項 等

講座概要は

裏面へ!

申込み

5月12日(金)までに次のいずれかの方法でお申込みください。

①電話 下記申込先に電話連絡 ②FAX 申込書を下記まで送信

③インターネット 次のURL又はQRコードから必要事項を入力

<https://onl.tw/7EChbUK>

※お申込み受付後、「受付票」や「受講票」等は送付しません。

説明会に参加された方のみ、養成講座受講申込書をお渡しします。



【申込み・問合せ】

社会福祉法人川根本町社会福祉協議会

〒428-0415 榛原郡川根本町上岸90(川根本町福祉センター内)

電話:0547-59-2315 FAX:0547-59-4139

Email:kawahon-shakyo1@kh-syakyo.jp

受付時間

午前8時15分~午後5時00分

(土日・祝祭日は除く)



市民後見人養成講座の概要



- 【受講要件】**：(1) 市民後見人養成講座事前説明会に出席していること
 (2) 成年後見制度及び高齢者や障害者に対する福祉活動に理解と熱意があること
 (3) おおむね30歳～70歳の人で心身ともに健康であること
 (4) 島田市、焼津市、藤枝市、川根本町の住民であること
 (5) 原則として、指定した全ての講座を受講することが可能で、市民後見人として活動できること
 (6) 成年後見人の養成講座を実施する団体の資格を有していないこと
 (7) 親族後見人等になることのみが受講の目的ではないこと
 (8) 報酬を得ることを目的としないこと

【受講料】：無料 ※ただし、テキスト代6,000円程度を負担いただきます。

【日程】（予定） ※変更になる場合があります。

説明会

1次選考（書類選考）

2次選考（面接）



基礎講座		午前10時～午後4時（4日間・20時間）	定員：20人程度
会場：島田市民総合施設プラザおおるり（島田市中心街5-1）			
1	令和5年 7月29日（土）	3	令和5年8月16日（水）
2	8月2日（水）	4	8月26日（土）

中間評価（職員面談）

実務講座		午前10時～午後4時（7日間・33時間）	
会場：島田市民総合施設プラザおおるり（島田市中心街5-1）			
1	令和5年 9月27日（水）	5	令和5年9月～10月
2	10月7日（土）	6	施設体験実習 2施設各4時間
3	10月11日（水）	7	10月25日（水）
4	10月21日（土）		

最終選考（レポート・面接）

※受講終了後は、一定期間、実務経験を積んでいただきます。

【市民後見人からのメッセージ】



杉村まゆみさん（島田市：第二期市民後見人養成講座終了）

市民後見人として家庭裁判所から選任された時には、人の人生に関わるという責任の重さを感じ、不安でした。しかし、市民後見人になったからこそ出会えた被後見人との縁は、私のような普通の専業主婦でもこんなに必要とされているんだという喜びに変えてくれました。

市民後見人の活動はとてもやりがいがあります。ぜひ一歩を踏み出して多くの方に受講していただいて、市民後見人の仲間が増えていくといいな、と思います。

主催・共催 焼津市・藤枝市・島田市・川根本町

焼津市社会福祉協議会・藤枝市社会福祉協議会・島田市社会福祉協議会・川根本町社会福祉協議会